

令和4年1月24日

(利用者の皆様へ)

(農林水産省委託事業) Go To Eat 北海道お食事券
まん延防止等重点措置の適用に伴う
「利用条件変更」「販売・利用期間延長」のお知らせ

北海道商工会議所連合会

北海道の「まん延防止等重点措置」適用申請に伴い、Go To Eat 北海道お食事券は、同措置の適用期間中、利用条件を下記の通り変更し、加えて、利用条件の変更に伴い、販売期限・利用期限を下記の通り延長しますので、お知らせいたします。

記

1. 利用条件の変更

・テイクアウト、及び登録店自らが行うデリバリーに限る

※店内飲食でのご利用はできません。

※宅配専門サービスは、対象となりません。(Uber Eats、出前館など)

※宅配専門サービスから登録店のメニューをご注文頂いた場合も、ご利用できません。(Go To Eat 食事券事業の「登録店」が「直接行う」テイクアウト・デリバリーのご利用に使えるとご理解願います。)

※宅配専門事業者は、Go To Eat の対象ではありません。(宅配ピザ・寿司など)

2. 対象期間

- ・北海道における「まん延防止等重点措置」の適用日から、同措置終了後（または同措置の終了後一定期間経過後）まで
(解除日は決まり次第、公式ホームページ等でお知らせします)

3. 対象区域 北海道全域

4. 販売期限 (現行 1月31日 (月) まで)

- ・2月1日 (火) から「店内利用制限期間の日数分」を延長します

5. 利用期限 (現行 2月28日 (月) まで)

- ・3月1日 (火) から「店内利用制限期間の日数分」を延長します

(販売・利用の延長期間が決まり次第、改めてお知らせします。)

お問合せ先 Go To Eat お食事券 利用者用お問合せセンター
TEL 011-350-5922
受付時間/平日 9:00~18:00